

平成28年3月30日

コニカミノルタ株式会社

代表執行役社長 山名 昌衛 様

神戸市長 久元 喜造

「神戸サイト コ・ジェネレーションシステム設置計画」に係る判定結果

「神戸サイト コ・ジェネレーションシステム設置計画」について、神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第8条の10第3項の規定により、神戸市環境影響評価審査会の意見を聴き、同条第1項の規定に基づき、環境保全の見地から、実施計画書から評価書までの手続（以下「環境影響評価手続等」という。）を実施するべきかどうかの判定を行いましたので、同項第2号の規定に基づき、以下の通り通知します。

<判定結果>

神戸市環境影響評価等技術指針（平成25年4月改定）に示す、環境影響評価手続等を必要と判定する場合の基本的な考え方に該当しないため、環境影響評価手続等を行う必要はない。

なお、今後とも、本事業の環境影響評価事前配慮書についての市長意見書を勘案の上、環境保全上支障を生じることがないように十分に配慮するとともに、必要な措置を講じつつ事業を実施すること。